

○内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 雲南市
- 二 構造改革特別区域の名称 雲南市子育てわんぱく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 雲南市の区域の一部（旧加茂町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）